

## 令和元年第6回清瀬市農業委員会会議録

令和元年6月22日午前9時00分から午前9時50分、清瀬市コミュニティプラザひまわりにおいて、清瀬市農業委員会を開催した。

|   |      |         |         |         |       |
|---|------|---------|---------|---------|-------|
| 1 | 出席委員 | 会 長     | 第 7 番   | 松 村 俊 夫 |       |
|   |      | 会長職務代理  | 第 1 0 番 | 村 野 政 光 |       |
|   |      | 第 1 番   | 三上 由明   | 第 2 番   | 小寺 茂  |
|   |      | 第 3 番   | 金子 秀計   | 第 4 番   | 中田 和夫 |
|   |      | 第 5 番   | 後藤 由美子  | 第 6 番   | 横山 眞一 |
|   |      | 第 8 番   | 増田 武    | 第 9 番   | 齊藤 忠之 |
|   |      | 第 1 1 番 | 粕谷 春夫   | 第 1 2 番 | 村野 和博 |
|   |      | 第 1 3 番 | 中村 英明   | 第 1 4 番 | 小寺 正明 |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 木村広昇・中野正明・矢吹潤平

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」  
(2) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について  
(3) 農地法関係〔3・4・5条関係〕  
(4) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく事業計画について  
(5) その他

議 長 おはようございます。本日の午後に農地利用状況調査が行われます。令和元年清瀬市第6回の農業委員会を始めたいと思います。本日は委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第13番委員の中村委員、第14番委員の小寺正明委員となっております。よろしく願いいたします。

議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ご

との報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1 件目 申請年月日 令和元年5月29日、申請回数1回目。

2 件目 申請年月日 令和元年5月29日、申請回数2回目。

3 件目 申請年月日 令和元年5月29日、申請回数6回目。

4 件目 申請年月日 令和元年5月30日、申請回数5回目。

以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1 件目、小寺正明委員よりお願いいたします。

小寺正明委員 6月4日（火）11時より事務局の矢吹さんと現地を見させていただきました。どこの畑もよく耕作されておりました。以上です。

議長 2 件目、増田委員よりお願いいたします。

増田委員 6月5日（水）事務局の矢吹さんと現地に行きました。問題ありません。以上です。

議長 3 件目、粕谷委員よりお願いいたします。

粕谷委員 6月3日（月）矢吹さんと現地調査を行いました。よく耕作されていたので問題ありません。

議長 4 件目、小寺茂委員よりお願いいたします。

小寺茂委員 5月31日（金）午後3時より現地確認を行いました。この方は直売が中心に行っていて、問題ありません。

議長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは、異議なしという事で承認させていただきます。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を議題とさせていただきます。

清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、金子委員はしばらくの間は退出をお願いします。

～金子委員退出～

議長 事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは、生産緑地の買取り申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。それでは読み上げさせていただきます。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示 下宿二丁目393番、地目 畑、地積 876㎡、他2筆。合計 2,719㎡ 買取申出事由 死亡のため。以上でございます。

議長 こちら、死亡でございます。何か質問はございますか。

委員 異議なし。

議長 異議なしという事で承認させていただきます。金子委員の入室を許可します。

～金子委員入室～

議長 議案第3号、農地法関係「3・4・5条関係」についてを議題とさせていただきます。

清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、村野和博委員はしばらくの間は退出をお願いします。

～村野委員退出～

議 長 3条2件の許可申請を事務局より、お願いいたします。

事務局 はい、それでは農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する許可申請を朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は5月11日から6月11日までとなっております。

1件目、土地の表示 上清戸二丁目252番1、地目 畑、地積 477㎡、他2筆、合計 1,269㎡、転用の目的 経営の効率化のため。

2件目、土地の表示 上清戸二丁目252番2、地目 畑、地積 474㎡、他2筆、合計 1,204㎡、転用の目的 経営の効率化のため。

2件とも面積要件・耕作要件を満たしております。以上でございます。

議 長 ただいま、事務局より説明がございました。現地に行った小寺茂委員・村野政光委員より、1件目、2件目の説明をお願いします。

小寺茂委員 現地調査を6月12日（水）、午前10時から現地確認を行いました。職務代理と事務局の矢吹主事、申請者の家族が立会い、現地調査を行いました。1件目の申請者が農地を2件目の方に所有権を渡し、2件目の申請者が1件目の方に農地の所有権を渡すという内容です。1件目、2件目はどちらの申請者も篤農家であり、通年ですべての農地を使われております。また取得後の面積はいずれも50a以上になり、周辺農地に影響はありませんので、問題ないと思われまます。

村野政光委員 同じく現地調査を6月12日（水）に行いました。小寺茂委員と同じ意見です。1、2件目の申請者は篤農家であり農地は年間を通じて耕作されております。近隣にも問題等はありませんので、この件に関しては問題ないと思えます。

議 長 現地に行った矢吹主事の方からも報告をお願いします。

矢吹主事 小寺茂委員、職務代理がおっしゃっていた通りです。現地では耕作されており、要件を満たしておりますので、問題ないと思われま

議長 他に異議はありますか。

委員 異議なし。

議長 それでは許可させていただきます。村野和博委員の入室を許可します。

～村野委員入室～

議長 それでは農地法第4条1項7号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条1項7号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は5月11日から6月11日までとなっております。

1件目、土地の表示 中清戸二丁目814番、地目 畑、地積 750㎡、他3筆、合計 2,242㎡、転用の目的 戸建販売、5月22日 受付、5月27日 処理

2件目、土地の表示 旭が丘三丁目747番5、地目 畑、地積 279㎡、転用の目的 居宅、作業場、物置、便所、6月7日 受付、6月11日 処理。以上でございます。

議長 4条2件の朗読説明がありました。質問等がございますか。

委員 異議なし。

議長 それでは承認させていただきます。続きまして、5条6件の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条1項6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は3条、4条と同様に5月11日から6月11日までとなっております。

1 件目、土地の表示 下清戸五丁目 7 9 8 番 2 4、地目 畑、地積 1 2 4 m<sup>2</sup>、転用の目的 戸建建築、5 月 1 3 日受付、5 月 2 1 日処理。

2 件目、土地の表示 下清戸五丁目 7 9 8 番 2 3、地目 畑、地積 1 2 4 m<sup>2</sup>、転用の目的 戸建建築、5 月 1 4 日受付、5 月 2 1 日処理。

3 件目、土地の表示 中里三丁目 8 8 0 番 2、地目 畑、地積 1 7 0 m<sup>2</sup>、転用の目的 戸建建築、5 月 2 1 日受付、5 月 2 8 日処理。

4 件目、土地の表示 中里三丁目 8 8 0 番 3 0、地目 畑、地積 2 3 5 m<sup>2</sup>、転用の目的 戸建建築、5 月 2 1 日受付、5 月 2 8 日処理。

5 件目、土地の表示 中清戸一丁目 4 5 3 番 2、地目 畑、地積 1 6 5 m<sup>2</sup>、合計 1 6 5 m<sup>2</sup>、転用の目的 戸建建築販売、6 月 4 日受付、6 月 7 日処理。

6 件目、土地の表示 中清戸三丁目 4 7 6 番 2 2、地目 畑、地積 1 2 5 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計 2 5 0 m<sup>2</sup>、転用の目的 戸建建築、6 月 1 1 日受付、6 月 1 3 日処理。以上でございます。

議 長 ただいま、6 件の事務局より説明がございました。各委員は何か質問はございますか。

三上委員 6 件目ですが、譲受人と譲渡人が同一の人が出ているのですが、これはどのように理解すればよいですか。

議 長 共有の土地の名義人が決まったという事です。

三上委員 分かりました。

議 長 他に質問はございますか。

委 員 特になし。

議 長 それでは、承認させていただきます。議案第 4 号 「都市農地

の貸借の円滑化に関する法律」に基づく事業計画について。

清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、小寺正明委員はしばらくの間は退出をお願いします。

～小寺正明委員退出～

議長 それでは再開いたします。事務局より説明朗読をお願いいたします。

事務局 こちらの法律は生産緑地に限り農地の貸借が可能であります。また契約期間が満了すると、契約が自動解約し、貸付農地が所有者に返還されます。申請者の住所氏名は省略させていただきます。

土地の表示 下清戸四丁目709番4、地目 畑、地積 2,776㎡、権利の種類 使用貸借、権利の始期 令和元年7月1日、存続期間 5年。以上でございます。

議長 議案の朗読説明がありました。続きまして、事業認定の要件の説明をお願いいたします。

事務局 こちらの事業認定の要件を説明させていただきます。借受人は農業者でありますので、次の3つの要件の該当する必要があります。また前提として農業に常時従事することが必要です。

1つ目の要件は都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業に該当しているかが要件になります。

今回の申請者は地域の特性に応じた作物の導入を事業内容としています。都内の作付け面積が1位のニンジンの栽培、またコカブの栽培を行うとしています。

2つ目は地域周辺における農地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがないか。

3つ目はすべての農地を効率的に耕作ができるかを満たすかが条件になります。

また、貸付人は一割以上の従事をする事になっておりまして、従事内容は営農確認、除草、清掃、点検や、周辺住民からの相談受付、対応となっております。

以上でございます。

議 長 それでは、現地調査に行った。小寺茂委員より、説明をお願いいたします。

小寺茂委員 6月11日（火）に午前9時から申請者と私と齊藤委員、矢吹主事で現地調査を行いました。申請者は篤農家でありまして。年間を通じて農地の利用ができております。また、農地を非常にきれいに使う方ですので周辺農地に支障を生ずるおそれは全くありません。現地調査をし、問題はないと思います。

議 長 分かりました。続きまして、齊藤委員より説明をお願いいたします。

齊藤委員 同じく6月11日（火）に現地調査を行いました。小寺茂委員と同じ意見です。全部の農地で作付けしており、問題ありません。

議 長 事務局の矢吹主事より説明をお願いします。

矢吹主事 小寺茂委員、齊藤委員が発言したとおりです。面積に見合った機械や労働力、また技術はありますので全部耕作要件は問題ないです。申請者の常時従事要件も問題ありません。貸付人の1割従事も問題ないと思われま。

議 長 今回、初めての案件ですので、質問をさせて下さい。賃料は発生しますか。

矢吹主事 使用貸借ですので、無償です。

議 長 賃借期間の延長はできますか。

矢吹主事 できますがその場合は再度契約していただきます。

中村委員 相続の時はどうなるのか。

矢吹主事 使用貸借ですので返還されます。

局長 ちなみに賃料が発生する賃貸借契約では、合意解約が必要になります。有償でも期間が満了すれば農地は返還されます。適用されるのは生産緑地であります。納税猶予農地も貸借の対象になり、確定になりません。貸してる側に関しては1割従事が必要になります。市では初めての案件になります。よろしく願いいたします。

議長 借受人が法人等の場合は要件が3つだけではなく、多くの条件が付されます。その場合は、何名かの委員で現地調査を行うようにしたいと思います。書類の事前審査を行っていきたいと思います。いずれは出てくると思います。今回は篤農家の申請でございますので。

職務代理 申請はいつだったんですか。

事務局 5月末です。

職務代理 申請から1か月ぐらいですか。

事務局 そうです。

委員 1人当たりの貸し出せる上限面積は考える必要はあると思いますが。例えば1人10町の畑を借りることもできますよね。

議長 可能です。その制限はないです。

局長 可能です。ただ、その場合は農地が点々となると思われまので効率的には非常に悪いと思います。

議長 農業者が10町、20町を借りるという事は厳しいと思います。今後、法人等が入ってきて、そのようなこともあり得ます。その場合は、農業委員会として継続した状況確認が必要になってくると思います。

委員 現地調査は1年に1回ぐらい行いますか。

事務局 借受人からの報告です。

議長 農業委員会としては農地利用状況調査と合わせて、申請地を見たりする必要があると思います。今回に関しては問題ない方で

す。他に何かありますか。

委員 特になし。

議長 事業計画の決定をさせていただきます。小寺正明委員の入室を許可します。

～小寺正明委員入室～

議長 議案第5号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について。事務局で朗読説明をお願いします。

事務局 はい、朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 買取希望所在地 中里三丁目928番4、地目 畑、地積 791㎡、他5筆、合計 4,521㎡。

2件目 買取希望所在地 中里三丁目928番1、地目 畑、地積 97㎡、他8筆、合計 5,752㎡。

3件目 買取希望所在地 下清戸一丁目309番3、地目 畑、地積 763㎡、他4筆、合計 3,985㎡。

4件目 買取希望所在地 中里五丁目570番1、地目 畑、地積 978㎡、他1筆、合計 2,478㎡。  
以上でございます。

議長 これは生産緑地の買取申し出に係る協力依頼という形でございます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報をお願いします。

(2) 会議等の報告について。①全国農業委員会会長大会。令和元年5月27日(月)午後1時より文京シビックホールにて行われました。参加者は私と、事務局長です。事務局長より報告をお願いいたします。

局長 全国農業会議所の主催による大会となり、47都道府県の農業

委員会の出席がありました。農林水産大臣を始め、農林水産副大臣、参議院議員の農村水産委員長の他、多くの方の国会議員の出席がありました。政策提案議案が1本、申し合わせ議案が2本、計画提案が1本農業委員会の活動実績を踏まえた決意表明として、岐阜県の高山市の農業委員会、奈良県の桜井市の農業委員会、佐賀県伊万里市の農業委員会の会長より事例発表がありました。すべての議案が滞りなく可決され、午後3時頃に閉会しました。以上でございます。

議 長 只今、事務局長が報告した通りでございます。

②令和元年度北多摩地区農業委員会通常総会。令和元年5月29日（水）、立川市役所で午後3時30分より行われました。参加者は私、中野係長です。中野係長より説明をお願いします。

中野係長 報告させていただきます。5月29日通常総会という事で、議案第1号の平成30年度の事業報告と収支決算、平成30年度の監査報告がありました。第2号議案としまして、平成31年度の事業計画案、こちらも可決されました。第3号議案としまして、北多摩地区の理事の選出としまして、会長が退任されたという事で、人事案件がありました。三鷹の根岸会長が選出され、可決されました。副会長として、府中市の石阪会長が選出されました。さらに、石阪会長の常設審議委員会の人事案件が提案されました。こちらも可決されました。石阪会長が常設審議委員になったことで、監事に空きがありますので、監事の選出がありました。三鷹市の会長が選出され可決されました。以上でございます。

会 長 常設審議委員会では明日、東京都農業会議の理事会が開催されまして、その席で、可決されれば、常設審議委員となります。以上が報告になります。

（3）会議等の日程について報告させていただきます。

①農地利用状況調査。本日の午後1時30分より、清瀬市健康センターにて行われます。参加者は農業委員全員と事務局、まちづくり課です。

②東京みらい農業協同組合第24回総代会。令和元年6月21

日（金）午後1時30分よりまろにえホールにて行われます。同時刻に東京都農業会議第125回通常総会が行われますので、総代会には職務代理が代理出席です。

③一般社団法人東京都農業会議第125回通常総会。令和元年6月21日（金）午後1時30より、中野サンプラザにて行われます。農業委員会からは私と、市長が会員となっておりますが、代理として事務局長が出席します。

④令和元年度第1回事業推進協議会。令和元年6月21日（金）午後2時30より、中野サンプラザにて行われます。農業会議の通常総会が終わった後に行われます。参加者は私と事務局長です。

⑤農業委員会地区別広域連携会議。令和元年6月24日（月）午後1時30より、東村山市市民センターにて行われます。参加者は私と職務代理と事務局長です。

⑥令和元年北多摩地区農業委員会連合会会長研修会。令和元年7月4日（木）、5日（金）、長野県大町市にて行われます。立川市の友好都市です。その農業委員会と北多摩17市の農業委員会の会長、事務局長が参加します。参加者は私と事務局長です。

⑦令和元年度第7回農業委員会。令和元年7月22日（月）午前9時より、清瀬市コミュニティプラザひまわりにて行われます。参加者は農業委員と事務局長です。

（4）その他、何かありますか、また、全体を通して他に何かありますでしょうか？

委員

特になし。

事務局

特になし。

議長

特にないようですので、終了したいと思います。職務代理よりお願いいたします。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第6回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れさまでした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長 (松村 俊夫)

署名委員 (第 1 3 番) (中村 英明)

署名委員 (第 1 4 番) (小寺 正明)